

平成30年 No.5

○東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

新教員養成コースを教員養成高度化プロジェクトとして継続・発展的に運営するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 1 月 24 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程の一部を改正する規程を次のように
制定する。

平成30年 2 月 5 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第 5 号

東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程（平成23年規程第 9 号）の一部につい
て，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程の一部改正について

改正理由：新教員養成コースを教員養成高度化プロジェクトとして継続・発展的に運営するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学<u>教員養成高度化プロジェクト</u>実施委員会規程 (趣旨) 第1条 この規程は、<u>東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト実施規程（平成30年規程第3号）第4条第2項の規定に基づき、教員養成高度化プロジェクト実施委員会（以下「委員会」という。）</u>について必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 委員会は、<u>教員養成高度化プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に置く次世代学校リーダー養成コース（以下「養成コース」という。）及び教員養成高度化大学間連携コース（以下「連携コース」という。）</u>の運営、登録学生の指導等を行うことを目的とする。 (審議・実施事項) 第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議・実施する。 (1) <u>養成コースで実施するステップアッププログラムの企画・実施に関すること。</u> (2) <u>連携コースで実施するスタートパスプログラムの企画・実施に関すること。</u> (3) <u>プロジェクト登録学生の指導に関すること。</u> (4) <u>プロジェクト登録説明会に関すること。</u> (5) <u>その他プロジェクトの実施に関し必要な事項。</u> (組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</u> (2) <u>教職大学院を所掌する副学長が委嘱する者 若干名</u> (3) <u>学務課長</u> 2 前項第1号及び第2号の委員は、<u>大学院教育学研究科担当教員とする。</u> (任期) 第5条 前条第1項第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1項第1号及び第2号の委員のうちから<u>教職大学院を所掌する副学長が指名する。</u> 2・3 〔省略〕	東京学芸大学<u>新教員養成コース</u>実施委員会規程 (設置) 第1条 <u>東京学芸大学に、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第28条に基づき、新教員養成コース実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> (目的) 第2条 委員会は、<u>新教員養成コースの運営、登録学生の指導及び特別ゼミナールに関わる企画・実施等</u>を行うことを目的とする。 (審議事項) 第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議・実施する。 (1) <u>特別ゼミナールの企画・実施に関すること。</u> (2) <u>新教員養成コース登録学生の指導に関すること。</u> (3) <u>新教員養成コース登録説明会に関すること。</u> (4) <u>その他新教員養成コースの実施に関し必要な事項。</u> (組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>大学院を所掌する副学長が委嘱する者 6名</u> (2) <u>学務課長</u> (任期) 第5条 前条第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号の委員のうちから<u>大学院を所掌する副学長が指名する。</u> 2・3 〔省略〕

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第1項第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 〔省略〕

(委員以外の者の出席)

第8条 教職大学院を所掌する副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 〔省略〕

〔省略〕

附 則

1 この規程は、平成30年1月25日から施行する。ただし、この規程施行の際、現に新教員養成コースに登録している学生の在学期間中に関する事項については、なお、従前の例による。

2 この規程施行の際、現に改正前の東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程第4条の規定による委員である者は、改正後の規程第4条の規定による委員とみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

3 この規程施行後、第4条第1項第1号の規定に基づき最初に選出される委員のうち半数の者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとし、他の半数の者の任期は、同条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第2号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 〔省略〕

(委員以外の者の出席)

第8条 大学院教育学研究科運営委員会委員長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 〔省略〕

〔省略〕